

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条・第十三条」を「第十一条・第十二条」に、「第十四条・第十五条」を「第十三条・第十四条」に、「第十六条―第十八条」を「第十五条―第十七条」に、「第十九条・第二十条」を「第十八条・第十九条」に、「第二十一条・第二十二条」を「第二十条・第二十一条」に、「第二十三条―第二十七条」を「第二十二条―第二十六条」に、「第五章 採用候補者又は昇任候補者」を「第五章 採用候補者」に、「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿（第二十八条―第三十四条）」を「採用候補者名簿（第二十七条―第三十三条）」に、「採用候補者又は昇任候補者の提示（第三十五条―第三十七条）」を「採用候補者の提示（第三十四条―第三十六条）」に、「採用又は昇任の辞退（第三十八条・第三十九条）」を「採用の辞退（第三十七条・第三十八条）」に、「第四十条」を「第三十九条」に改める。

第七条第二項中「、第九条の規定によって選考による昇任が認められる職を除き」を削る。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

第十一条中「第二十三条から第二十七条まで」を「第二十二条から第二十六条まで」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条第三号中「若しくは当該昇任候補者名簿」及び「若しくは昇任候補者」を削り、「採用し、若しくは昇任させるべき」を「採用すべき」に改め、同条を第十三条とし、第十五条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十三条中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十二條とし、第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条中「とし、昇任の場合については、人事評価が良好であることを含むもの」を削り、同条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。

第五章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第五章 採用候補者

第一節 採用候補者名簿

第二十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第三項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「第三十条から第三十三条まで」を「第二十九条から第三十二条まで」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条の見出し中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条の見出し中「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条各号列記以外の部分中「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第一号中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二号中「又は昇任」を削り、同条第三号及び第四号中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十一条中「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第一号中「又は当該昇任試験」を削り、同条第二号中「若しくは当該昇任試験」を削り、「申込」を「申込み」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「又は昇任」を削り、「第三十九条各号」を「第三十八条各号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条を第三十条とする。

第三十二条の見出し中「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条各号列記以外の部分中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一号中「第三十条第一号」を「第二十九条第一号」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二号中「第三十条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第三号中「第三十条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第四号中「第三十条第五号」を「第二十九条第五号」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条を第三十一条とする。

第三十三条の見出し中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十四条（見出しを含む。）中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条を第三十三条

とする。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 採用候補者の提示

第三十五条の見出し中「又は昇任候補者」を削り、同条中「、昇任候補者名簿により職員を昇任させようとする場合においては昇任候補者名簿からの昇任候補者の提示を」を削り、同条を第三十四条とする。

第三十六条の見出し中「又は昇任候補者」を削り、同条第一項中「採用候補者又は昇任候補者」を「採用候補者」に改め、「又は昇任候補者名簿」を削り、同条第二項中「又は昇任候補者名簿」を削り、「採用し、又は昇任させるべき」を「採用すべき」に改め、同条第三項中「又は昇任候補者名簿」を削り、同条を第三十五条とする。

第三十七条中「又は昇任候補者」を削り、同条を第三十六条とする。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 採用の辞退

第三十八条の見出し中「又は昇任」を削り、同条第一項中「又は昇任候補者」を削り、「採用又は昇任」を「採用」に改め、同条第三項中「又は昇任候補者」を削り、同条を第三十七条とする。

第三十九条の見出し中「採用又は昇任」を「採用」に改め、「又は昇任候補者」を削り、同条中「又は当該昇任候補者」を削り、同条第二号中「採用し、又は昇任させるべき」を「採用すべき」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条を第三十八条とし、第四十条を第三十九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした、又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした、又はすべき手続、

通知その他の行為とみなす。